佐賀県告示第71号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物 を次のとおり指定し、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N (4 フルオロフェニル) N (1 フェネチルピペリジン 4 イル)イソブチルアミド(通称名: 4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (2) 化学名 N (4 クロロフェニル) N (1 フェネチルピペリジン 4 イル)イソブチルアミド(通称名: 4CI-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (3) 化学名 N (1 フェネチルピペリジン 4 イル) N フェニルテトラヒドロフラン 2 カルボキサミド(通称名: Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F)及びその塩類
- (4) 化学名 N (2 メトキシベンジル) N メチル 1 (4 メ チルフェニル)プロパン - 2 - アミン(通称名: 4-MMA-NBOMe)及びその 塩類
- (5) 化学名 1 (3,5 ジメトキシ 4 プロポキシフェニル)プロパン 2 アミン(通称名:3C-P)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認め られ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため